

平成25年2月28日

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島 喜文 様

報酬等審議委員会

委員長	小林 克己
副委員長	伊藤 善祐
委員	松本 祐之
	下田 勝二
	土居 修
	上原 昭浩
担当理事	上原 昭浩

常勤役員の報酬の額について（答申）

平成24年8月10日に会長から諮問を受けました標記の件につきまして、次のとおり
答申いたします

記

1. はじめに

この度の答申は、常勤役員の報酬について是非を問うものではないことを始めに申し述べておく。会長からの諮問は、会員からの常勤役員への報酬額について疑問の意見が出されてことにより、報酬額について再考を求められたものである。

常勤役員の報酬額については今日の社会・経済情勢や会員感情から厳しい意見もあるが、日本臨床衛生検査技師会の更なる発展のためには、しっかり仕事のできる環境を整え、優秀な人材が立候補できるような報酬額などの処遇面の充実が必要である。

今後の職能団体としての運営の強化、学術面での活性化に期待を込めて次のとおりとすることが適当であると判断した。それに伴い、「役員の報酬等及び費用に関する規程」「役員の報酬等及び費用に関する細則」の改定案についても申し添えることとする。

2. 審議委員会の開催状況

第1回報酬等審議委員会	平成24年 8月10日
第2回報酬等審議委員会	平成24年11月 9日
第3回報酬等審議委員会	平成25年 1月18日

3. 常勤役員の報酬額

常勤会長	上限	1,300万円	
常勤副会長・専務理事	上限	1,150万円	とする

4. 審議内容

- 1) 常勤役員の有給性については、平成19年12月7日に組織運営に関する諮問委員会で十分討議され、「日本における臨床検査の社会的発展を目指すための役員報酬」が答申として出されている。よって、報酬等審議委員会は有給性の是非を問うのではなく、「役員の報酬等及び費用に関する規程」で謳っている常勤の会長、専務理事の報酬額について、さらには今後想定される常勤副会長の報酬額についても論議することを確認した。
- 2) 常勤役員の場合、職場を定年退職したケースと現職場を辞して役員に就任するケースが考えられるが、同様の扱いとすることとした。但し、現職を辞して就任した場合は、現職時の報酬を最低限保証することが必要であることとした。
- 3) 報酬額の根拠となる報酬については「役員の報酬等及び費用に関する規程」で謳っているが、今後、報酬額の見直しを前提とし、規程及び細則の修正も含めた論議が必要になることで各委員が認識した。
- 4) 報酬額の算定には各種医療職能団体の報酬額も参考とはするが、算定額の透明性を担保するため、算定のベースをどこに置くかで論議となったが、結果として基本給を「国家公務員行政職俸給表（一）」を準用することが適当と判断した。
- 5) 報酬については、基本給、役職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当とするのが妥当であり、「役員の報酬等及び費用に関する規程」の改正が必要であるという結論に達した。
- 6) 基本給については、「国家公務員行政職俸給表（一）」を準用とした場合、論議の結果として、会長は9級の平均給与50万円、副会長・専務理事については8級の平均給与45万円とし、賞与は年間3か月分が適当であるとした。さらには、物価等の高い東京都内での生活を考慮に入れると、各種手当についても都内に勤務する国家公務員に準じた扱いが必要であると、各委員の一致した考えであった。

一方、住居手当については一般的な転勤による赴任ではなく、日臨技会館付近に居を構え、会務に専念してもらうためには、一定程度のセキュリティと防災面にも配慮された居住空間を担保されなければならないため、一括りに国家公務員に準ずる支給とはならないと判断した。

ちなみに、会館付近の相場は1LDKで10～15万程度である。

以上の論議をふまえて、各種手当については下記の表に示す結果に至った。

各種手当の内訳

	会長	副会長・専務理事
役職手当	基本給×20%	基本給×15%
地域手当	(基本給+役職手当)×18%	
単身赴任手当	国家公務員に準ずる	
住居手当	家賃の半額とし、上限額を10万円とする	
交通費	国家公務員に準ずる	

以上が審議内容の要約である。

5. 付帯事項

本委員会は今回の答申によって当初の役目を終えるが、今後も会員目線で会員の理解が得られる適正な報酬額であるためには、規程あるいは細則に委員会の所在を明記する必要があると考える。そして定期的な会議開催により、会員からの声をより多く聞き、その声を反映する機会を設けることが重要であることを申し添える。